

## 質問第105号

答申

### 第1 審査会の結論

山梨県知事（以下「実施機関」という。）が平成29年5月31日付けで行った行政文書一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 行政文書の開示請求

開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定により、実施機関に対し、平成29年4月28日付け（5月1日受理）で、「特定の一般財団法人に関する、特例財団法人からの移行認可申請書及びその添付書類、直近に提出された貸借対照表・貸借対照表内訳表・正味財産増減計算書・正味財産増減計算書内訳表・財務諸表に対する注記・計算書類の附属明細書・事業報告・事業報告の附属明細書・公益目的支出計画実施報告書、その他財務諸表」に係る開示請求（以下「本件請求」という。）をした。

#### 2 行政文書の特定

実施機関は、開示請求の対象となる行政文書として、次の行政文書（以下「本件文書」という。）を特定した。

ア 移行認可申請書の各様式及び添付書類の全て

イ 平成27年度公益目的支出計画実施報告書の各様式及び添付書類の全て

#### 3 第三者に対する意見聴取及び開示決定の延長

実施機関は、本件文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、地方三公社（山梨県住宅供給公社、山梨県土地開発公社及び山梨県道路公社をいう。）及び開示請求者以外の者に関する情報が記録されているため、平成29年5月8日付けで条例第16条第1項の規定に基づき、本件文書に情報が記録されている審査請求人（第三者）に対して意見書提出の機会を付与した。

また、条例第13条第2項に基づき開示請求者に開示決定等期間延長通知書を送付した。

審査請求人は、平成29年5月20日付け（同月22日受理）で、実施機関に対し、開示することについて支障がある部分を「すべて」とした行政文書の開示に関する意見書を送付した。

#### 4 実施機関の処分

実施機関は、平成29年5月31日付け私科第938号をもって、別表の「開示しない部分」欄に記載した部分については、「開示しない理由」欄に記載した理由により不開示として、行政文書一部開示決定通知書を開示請求者に通知した。

また、別表の「開示する部分」欄に記載した当該不開示部分以外については、「開示する理由」欄に記載した理由により開示することとして、開示決定通知書を審査請求人に通知した。

#### 5 審査請求

審査請求人は、実施機関に対して本件処分を不服として平成29年6月15日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定による審査請求を行うとともに、同法第25条第2項の規定による執行停止申立を行った。

#### 6 執行停止の決定

実施機関は、平成29年6月16日付け私科第1175号をもって、本件処分の執行停止の決定を行い、審査請求人及び開示請求者に通知した。

### 第3 審査請求の趣旨及び理由

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の内容に不服であり、開示する部分を取り消すよう求めるものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求の理由は、意見書、審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 開示請求者が破産管財人を務める株式会社（以下「本件会社」という。）が審査請求人を代表とする一般財団法人に対して有する債権に関し、開示請求者から当該一般財団法人の返済能力を問われたため、審査請求人が即答できない旨の回答をしたところ、開示請求者が本件請求を行った。
- (2) 本件会社の関係者がサイト上で多くの名誉毀損を行っており、審査請求人に対しても、憶測に基づいた誹謗中傷をしたり、審査請求人やその関係者の住所、勤務先をサイト上に掲載したりしている。
- (3) 開示請求者に開示が実施されれば、開示された情報が本件会社を通じて当該関係者へ伝わることになる。

本件処分による開示には、特定の個人に対する名誉毀損及び個人情報のネット上への流出等の危険が伴うため、本件処分の取り消しを求める。

- (4) 実施機関は、開示請求に係る開示・不開示に当たっては、条例第8条各号に基づき判断したとしているが、昨今頻発する刑事事件並びに人権侵害事件を考えれば、個別の案件により条例の適用の是非を勘案しなければならない。
- (5) 開示請求の理由・目的の明示を求めないことは、悪意ある目的で入手され、人権被害が生じた際にも被害者を救済できない欠陥条例であり、審査請求人の主張は認められるべきである。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書で説明している内容は、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件請求に係る行政文書の内容について

本件文書は、特例民法法人が移行一般法人へ移行するための認可を申請する場合に、実施機関に提出する移行認可申請書及びその添付資料並びに移行一般法人が実施機関に提出した公益目的支出計画の実施状況を報告する平成27年度公益目的支出計画実施報告書及びその添付資料である。

##### 2 処分理由の説明

- (1) 不開示とした情報は、条例第8条第1号又は同条第2号に該当する情報であり、それ以外の部分については、同条各号に規定する不開示情報に該当しないものである。

##### (2) 条例第8条第1号の非該当性

開示するとした情報には、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうるもののが含まれているが、法人登記や複数のホームページなどにおいて、既に公にされている情報であり、本号ただし書イに該当する。

また、同条第2号から第6号までの規定にも該当しない。

よって、同号所定の不開示情報に該当しない。

##### (3) 条例第8条第2号の非該当性

開示するとした情報には、法人に関する情報が含まれているが、「公益法人の設立認可及び指導監督基準」、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」等により既に公にされている情報若しくはそれらを転記、合算した情報又は公にしても当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまではいえない情報であり、本号に該当しない。

また、同条第1号及び第3号から第6号までの規定にも該当しない。

よって、同号所定の不開示情報に該当しない。

##### (4) 条例第8条第6号の非該当性

開示するとした情報には、地方公共団体が行う事務に関する情報が含まれているが、当該事務の性質上、これを公にしても当該事務の適正な遂行に支

障を及ぼすおそれがあるとまではいえない情報であり、本号に該当しない。  
また、同条第1号から第5号までの規定にも該当しない。  
よって、同号所定の不開示情報に該当しない。

### 3 審査請求人の主張に対する説明

審査請求人は、開示によって被害者が生じる可能性を開示差止めの根拠として全ての情報を不開示とすることを求めていたが、その蓋然性を示す資料等の提示はない。

本県の情報公開制度は、開示請求者に対し、開示請求の理由や目的等の明示を求めていないため、開示された情報の使途が当該行政文書の開示決定等の判断に影響を及ぼすものではない。

以上のことから、実施機関は、条例第8条各号に規定された不開示情報に該当しない情報を開示するとしたものである。

## 第5 審査会の判断

### 1 不開示情報該当性について

条例第8条は、開示請求があったときは、同条各号に掲げる不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない旨定めている。

すなわち、個人、法人等の権利利益や公共の利益等も適切に保護すべき必要があることから、開示することの利益と開示しないことの利益とを適切に比較衡量し、開示しないことに合理的な理由がある情報である不開示情報が記録されていない限り、行政文書を原則開示するというものである。

実施機関が同条各号の不開示情報への該当性を判断して本件処分を行っていること、また、審査請求人が本件文書を開示すると個人情報が流出する危険があると主張していることに鑑み、以下において、本件文書における同条各号の該当性について検討する。

#### (1) 条例第8条第1号（個人に関する情報）の該当性について

##### ア 条例第8条第1号の趣旨

本号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）の不開示情報としての要件を定めるものである。

個人に関する情報を保護する目的は、個人の正当な権利利益の保護であり、その中心部分はいわゆるプライバシーであるが、条例では、個人の権利利益の保護を十分に図るために、個人のプライバシーに関する情報に限らず、特定の個人を識別できる情報は、原則として不開示とする方式（個人識別型）を採用している。

また、個人の人格、内心若しくは心身状態に関する情報、基礎年金番号のような不正利用被害のおそれのある番号等の情報又は個人の著作物等財産権その他個人の正当な利益を害するおそれのある情報のように、匿名の

個人情報等個人識別性のない情報であっても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの（個人利益侵害情報）も個人に関する情報の不開示情報の要件としている。

一方、その性質上、不開示情報から除かれるべき情報として「イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を、ただし書の中に限定列举している。

#### イ 条例第8条第1号の該当性の検討

本号に照らして、本件文書に記録されている情報における同号の該当性について検討する。

別表の「開示する理由」欄に「開示理由1」と記載されている部分には、法人の代表者を含む役員の氏名等が含まれている。

これらの情報は、個人に関する情報であって、氏名その他の記述等により特定の個人が識別され、又は識別されうるものということができるが、法人登記簿やインターネット上の複数のホームページにおいて、既に公にされている情報であることから、いずれも本号ただし書イに該当し、同号所定の不開示情報に該当するものとは認められない。

併せて、当該情報の内容を精査したところ、条例第8条第2号から第6号までの規定にも該当しないものと認められる。

なお、別表の「開示しない理由」欄に「不開示理由1」と記載されている部分は、個人の氏名、電話番号、住所、肩書、印影及び経歴といった情報であり、また、別表の「開示しない理由」欄に「不開示理由2」と記載されている部分は、個人の給与手当の内容が記述されている部分であることから、これらの情報はいずれも氏名その他の記述等により特定の個人が識別される情報であり、かつ、一般に公表されているものではないなど、同号ただし書イ、ロ又はハのいずれにも該当するものではないため、条例第8条第1号所定の不開示情報に該当するものと認められる。

#### (2) 条例第8条第2号（法人等に関する情報）の該当性について

##### ア 条例第8条第2号の趣旨

本号は、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益が害するおそれがある情報を不開示としている。

また、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として公にしないこととされているものについても同様に不開示としている。

ただし、法人等の活動に関する情報は、消費者にとっては、商品やサー

ビスを選択する上で重要なものであり、とりわけその事業活動が消費者の生命、健康、安全などに関わる場合、これらの法益を確保するため当該活動に係る情報の公開が求められることから、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、法人等の利益を犠牲にしても開示することとしている。

#### イ　条例第8条第2号の該当性の検討

本号に照らして、本件文書に記録されている情報における同号の該当性について検討する。

別表の「開示する理由」欄に「開示理由2」、「開示理由3」、「開示理由4」、「開示理由5」と記載されている部分には、財産目録や貸借対照表等法人に関する情報が含まれているが、「公益法人の設立認可及び指導監督基準」、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」等により既に公にされている情報若しくはそれらを転記、合算した情報又は公にしても当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまではいえない情報であり、同号所定の不開示情報に該当するものとは認められない。

併せて、当該情報の内容を精査したところ、条例第8条第1号及び第3号から第6号までの規定にも該当しないものと認められる。

なお、別表の「開示しない理由」欄に「不開示理由3」と記載されている部分は、公益目的財産額、評価資産の名称等、法人等の内部的な意思決定、財務・資産又は人事等の通常公にされていない内部管理情報であり、また、別表の「開示しない理由」欄に「不開示理由4」と記載されている部分は、当該法人の理事長の印影であり、これが公になると、印章偽造等の不正使用を誘発し、偽造の契約書等の作成が容易になることから、これらの情報は、いずれも公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがある情報であり、かつ、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められないことから、条例第8条第2号イ所定の不開示情報に該当するものと認められる。

#### (3)　条例第8条第6号（事務、事業に関する情報）の該当性について

##### ア　条例第8条第6号の趣旨

本号は、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は地方三公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、不開示とする趣旨である。

「事務又は事業に関する情報」とは、当該事務又は事業に直接関わる情報だけではなく、当該事務又は事業の実施に影響を与える関連情報を含む全ての事務又は事業に関する情報をいうものである。

##### イ　条例第8条第6号の該当性の検討

本号に照らして、本件文書に記録されている情報における同号の該当性について検討する。

別表の「開示する理由」欄に「開示理由 6」と記載されている部分には、山梨県教育委員会が発した許可書等地方公共団体が行う事務に関する情報が含まれているが、当審査会が当該文書の内容を見分したところ、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は認められず、また、仮に同種の事務又は事業が将来に行われる場合があるとしても、許可等に影響を与えるなど、特段の支障が生じるものとは考えられないことから、同号所定の不開示情報に該当するものとは認められない。

併せて、当該情報の内容を精査したところ、条例第8条第1号から第5号までの規定にも該当しないものと認められる。

## 2 情報公開制度の趣旨について

条例は、行政文書の開示を請求する県民の権利を明らかにするとともに、行政文書の開示に関し必要な事項を定めること等により、県政に関し県民に説明する責務が全うされるようにし、県民の県政への理解と信頼を一段と深めるとともに、県民が県政に関する情報を的確に知る権利の尊重に資することにより、県民参画の開かれた県政を一層推進することを目的としている。

これを受け、条例第5条は、何人も実施機関に対し当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができるとする開示請求権について定めている。

この制度は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者に対し、開示請求の理由や行政文書の使用目的など個別的事情を問うものではなく、それらの事情によって当該行政文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない。

審査請求人は、開示請求者に開示が実施されると、開示請求者から本件文書に記載された内容が本件会社を通じて前述の関係者に伝わり、インターネット上に掲載されることにより、特定個人に対する名誉毀損及び個人情報のネット上への流出等の危険が伴うと主張する。

しかし、条例による開示請求制度は前述のとおりであり、上記1で検討したとおり不開示情報に該当しない情報であるにもかかわらず、本件請求に対し、審査請求人が主張する理由をもって行政文書を開示しないことは適切ではない。

## 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

## 4 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 審　　査　　の　　経　　過

年　月　日	審　議　事　項
平成29年 7月11日	○諮詢 ○実施機関から弁明書の写しを受理
平成29年 8月 3日	○審査請求人からの反論書の写しを受理
平成29年 9月 5日	○審議
平成29年10月11日	○審査請求人からの反論書の追加の写しを受理
平成29年10月17日	○審査請求人からの反論書の追加の写しを受理
平成29年10月31日	○審議
平成29年12月19日	○審議
平成30年 2月16日	○審議

### 山梨県情報公開審査会委員 (五十音順)

氏　名	役　職　名	備　考
勝 良三	元代表監査委員	
東條 正人	弁護士	※会長代理
野村 千佳子	山梨学院大学経営情報学部教授	
三好 規正	山梨学院大学大学院法務研究科教授	※会長
八巻 佐知子	弁護士	

別表

行政文書の表示	細目	開示しない部分	開示しない理由	開示する部分	開示する理由
移行認可申請書	申請書（かがみ文書）	—	—	全て	開示理由 1
	別紙1：法人の基本情報	申請業務担当者の携帯電話番号	不開示理由 3	申請業務担当者の携帯番号以外	開示理由 1
	別紙2：公益目的財産額	公益目的財産額、時価評価資産の時価と帳簿価額との差額	不開示理由 3	公益目的財産額、時価評価資産の時価と帳簿価額との差額以外	開示理由 4
	別表A（1）【公益目的財産額の算定】	(1)時価の合計額、(1)-(2)の額、時価（美術品の時価を除く。）	不開示理由 3	(1)時価の合計額、(1)-(2)の額、時価（美術品の時価を除く。）以外	開示理由 4
	別表A（2）【公益目的財産額の算定】	建物の構造が分かる記述、取得価額（構築物及び器具備品を除く。）、時価と帳簿価額の差額が著しく多額であるか否かについての判断基準	不開示理由 3	建物の構造が分かる記述、取得価額（構築物及び器具備品を除く。）、時価と帳簿価額の差額が著しく多額であるか否かについての判断基準以外	開示理由 4
	別紙3：公益目的支出計画等	公益目的財産額、公益目的財産残額が零となる予定の事業年度の末日、公益目的支出計画の実施期間	不開示理由 3	公益目的財産額、公益目的財産残額が零となる予定の事業年度の末日、公益目的支出計画の実施期間以外	開示理由 4
	別表C（2）－1【公益目的支出計画】	—	—	全て	開示理由 1
	別表C（2）－2【公益目的支出計画】	建物の構造が分かる記述、土地の帳簿価額	不開示理由 3	建物の構造が分かる記述、土地の帳簿価額以外	開示理由 4
	別表C（2）－3【公益目的支出計画】	—	—	全て	開示理由 4
	別表C（5）【公益目的支出計画】	公益目的財産額、公益目的財産残額の見込み（初年度）、実施期間の累計額、公益目的支出計画の実施期間	不開示理由 3	公益目的財産額、公益目的財産残額の見込み（初年度）、実施期間の累計額、公益目的支出計画の実施期間以外	開示理由 4
	別表D【公益目的支出計画実施期間中の収支の見込み】	—	—	全て	開示理由 4
	別表E（1）【その他説明書類】	—	—	全て	開示理由 1 開示理由 4
	別表E（2）－1【その他説明書類】	—	—	全て	開示理由 4
	別表E（2）－2【その他説明書類】	—	—	全て	開示理由 4
	別表E（2）－3【その他説明書類】	—	—	全て	開示理由 2
移行認可申請書に係る提出資料	固定資産評価証明書	地積または床面積、単価の分かる記述	不開示理由 3	地積または床面積、単価の分かる記述以外	開示理由 4
	2. 固定資産	—	—	全て	開示理由 4
	その他時価と帳簿価額との差額が著しく多額な資産	評価資産の名称（絵画、リトグラフ、掛軸・額の記述を除く。）、帳簿価額、時価（合計を除く。）、美術品の合計価格に対する評価	不開示理由 3	評価資産の名称（絵画、リトグラフ、掛軸・額の記述を除く。）、帳簿価額、時価（合計を除く。）、美術品の合計価格に対する評価、個人の肩書、氏名、印影及び住所以外	開示理由 4
		個人の肩書、氏名、印影及び住所	不開示理由 1		
	固定資産台帳、減価償却費明細書（平成23年4月1日～平成24年3月31日）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資産名、型式番号及び数量（除却後）（いざれも故前理事長プロンズ像及び科目計を除く。）</li> <li>・取得年月、供用年月及び除却年月</li> <li>・取得価額、圧縮記帳額、差額取得価額及び変更取得価額（いざれも科目ごとの計を除く。）</li> <li>・残存価額及び期首簿価</li> <li>・前期特別償却不足、前期普通償却超過、償却基礎額及び定率改定取得額</li> <li>・耐用年数、償却方法、償却率及び改定償却率</li> <li>・保証率、使用月数及び実施率</li> <li>・調整前償却額、算出償却額、増加償却及び普通償却額</li> <li>・特別割増償却額、当期償却限度額、当期償却額及び採用前算入額</li> <li>・期末簿価、償却累計額及び繰越超過不足額</li> </ul>	不開示理由 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下を除く全て</li> <li>・資産名、型式番号及び数量（除却後）（いざれも故前理事長プロンズ像及び科目計を除く。）</li> <li>・取得年月、供用年月及び除却年月</li> <li>・取得価額、圧縮記帳額、差額取得価額及び変更取得価額（いざれも科目ごとの計を除く。）</li> <li>・残存価額及び期首簿価</li> <li>・前期特別償却不足、前期普通償却超過、償却基礎額及び定率改定取得額</li> <li>・耐用年数、償却方法、償却率及び改定償却率</li> <li>・保証率、使用月数及び実施率</li> <li>・調整前償却額、算出償却額、増加償却額及び普通償却額</li> <li>・特別割増償却額、当期償却限度額、当期償却額及び採用前算入額</li> <li>・期末簿価、償却累計額及び繰越超過不足額</li> </ul>	開示理由 4
	固定資産台帳、減価償却費明細書（平成24年4月1日～平成25年3月31日）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資産名（故前理事長プロンズ像、科目計及び合計を除く。）</li> <li>・数量</li> <li>・供用年月及び除却年月</li> <li>・取得価額（故前理事長のプロンズ像、科目ごとの計及び合計を除く。）</li> <li>・残存価額</li> <li>・耐用年数</li> <li>・使用月数及び償却率</li> <li>・償却方法</li> <li>・期首簿価（故前理事長のプロンズ像、科目ごとの計及び合計を除く。）</li> <li>・差引取得額×5%及び定率改定取得額</li> <li>・当期償却額（合計を除く。）</li> <li>・期末簿価</li> <li>・償却累計額（合計を除く。）</li> </ul>	不開示理由 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下を除く全て</li> <li>・資産名（故前理事長プロンズ像、科目計及び合計を除く。）</li> <li>・数量</li> <li>・供用年月及び除却年月</li> <li>・取得価額（故前理事長のプロンズ像、科目ごとの計及び合計を除く。）</li> <li>・残存価額</li> <li>・耐用年数</li> <li>・使用月数及び償却率</li> <li>・償却方法</li> <li>・期首簿価（故前理事長のプロンズ像、科目ごとの計及び合計を除く。）</li> <li>・差引取得額×5%及び定率改定取得額</li> <li>・当期償却額（合計を除く。）</li> <li>・期末簿価</li> <li>・償却累計額（合計を除く。）</li> </ul>	開示理由 4
	特定の財団法人寄付行為	—	—	全て	開示理由 2

行政文書の表示	細目	開示しない部分	開示しない理由	開示する部分	開示する理由
移行認可申請書に係る提出資料	特定の一般財団法人定款(案)	最初の理事長、常務理事及び最初の評議員の氏名	不開示理由 1	最初の理事長、常務理事及び最初の評議員の氏名以外	開示理由 7
	出席評議員の氏名、個人の印影		不開示理由 1		
	理事長の印影		不開示理由 4		
	開催日時、開催場所、6. 議事の経過及びその結果に係る記述のうち5段目の16文字目から22文字目まで、議事録の作成日		不開示理由 3	出席評議員の氏名、個人の印影、理事長の印影、開催日時、開催場所、6. 議事の経過及びその結果に係る記述のうち5段目の16文字目から22文字目まで、議事録の作成日以外	開示理由 7
	個人の印影		不開示理由 1		
	理事長の印影		不開示理由 4		
	開催日時、開催場所、6. 議事の経過及びその結果に係る記述のうち4段目の16文字目から22文字目まで、議事録の作成日		不開示理由 3	個人の印影、理事長の印影、開催日時、開催場所、6. 議事の経過及びその結果に係る記述のうち4段目の16文字目から22文字目まで、議事録の作成日以外	開示理由 7
	現在事項全部証明書（平成24年5月28日）	—	—	全て	開示理由 1
	現在事項全部証明書（平成25年9月2日）	—	—	全て	開示理由 1
	財産目録	個人の氏名及び印影、借入先	不開示理由 1	個人の氏名及び印影、借入先以外	開示理由 2
	貸借対照表	—	—	全て	開示理由 2
	正味財産増減計算書	—	—	全て	開示理由 2
	事業報告書	—	—	全て	開示理由 2
	事業計画書	—	—	全て	開示理由 2
	収支予算書	—	—	全て	開示理由 2
	収支計算書	—	—	全て	開示理由 2
	収支計算書に対する注記	—	—	全て	開示理由 2
	収支計算書類に対する注記	—	—	全て	開示理由 2
	特定の財団法人の設立許可について（通知）	—	—	全て	開示理由 6
	特定の財団法人設立許可書	—	—	全て	開示理由 6
	最初の評議員の選任方法の認可について（通知）	—	—	全て	開示理由 6
	最初の評議員の選任方法の認可書	—	—	全て	開示理由 6
	賃金規程	全て（表題を除く。）	不開示理由 3	表題のみ	開示理由 7
理由書	個人の氏名、①経歴及び②評価委員に選定した理由に係る記述		不開示理由 1		
	美術品を時価評価した理由、有形固定資産の減価償却費計上について、役員に対する報酬規程について及び別表E(2)-1の給与手当の内容についてに係る記述		不開示理由 3	個人の氏名、①経歴及び②評価委員に選定した理由に係る記述、美術品を時価評価した理由、有形固定資産の減価償却費計上について、役員に対する報酬規程及び別表E(2)-1の給与手当の内容についてに係る記述以外	開示理由 6
	別表E(2)-1の給与手当の内容についてに係る記述		不開示理由 1 不開示理由 2		
	役員の報酬について	支給実績に係る記述	不開示理由 3	支給実績に係る記述以外	開示理由 4
委任状	代理人の携帯電話番号及び住所		不開示理由 1 不開示理由 3		
	理事長の印影		不開示理由 4	代理人の携帯電話番号及び住所、理事長の印影以外	開示理由 1
平成27年度公益目的支出計画実施報告書	提出書（かがみ文書）	—	—	全て	開示理由 1
	別紙1：法人の基本情報	担当者の携帯電話番号	不開示理由 3	担当者の携帯電話番号以外	開示理由 1

行政文書の表示	細目	開示しない部分	開示しない理由	開示する部分	開示する理由
平成27年度公益目的支出計画実施報告書	別表2：公益目的支出計画実施報告書	—	—	全て	開示理由5
	2. 実施事業の状況等(事業の概要等)	—	—	全て	開示理由5
	2. 実施事業の状況等(実施事業資産の状況等)	—	—	全て	開示理由5
	2. 実施事業の状況等(実施事業収入の額、公益目的支出の額の算定について)	—	—	全て	開示理由5
	別表A「計画実施期間中の収支の見込みについて」	—	—	全て	開示理由5
	別表B「引当金の明細」	—	—	全て	開示理由5
平成27年度公益目的支出計画実施報告書に係る添付資料	貸借対照表	現金預金・現金・当座預金・普通預金・その他流動資産・建物・構築物・什器備品・美術品・預り金・未払法人税等の金額	不開示理由3	現金預金・現金・当座預金・普通預金・その他流動資産・建物・構築物・什器備品・美術品・預り金・未払法人税等の金額以外	開示理由3
	損益計算書	科目及び当年度の金額	不開示理由3	科目及び当年度の金額以外	開示理由7
	正味財産増減計算書	科目並びに当年度、前年度及び増減額の金額	不開示理由3	科目並びに当年度、前年度及び増減額の金額以外	開示理由7
	別表E(2)~3その他説明書類	科目並びに実施事業等会計、その他会計、法人会計、内部取引消去及び合計の金額	不開示理由3	科目並びに実施事業等会計、その他会計、法人会計、内部取引消去及び合計の金額以外	開示理由7
	事業報告書	1. 入館者対策について(1)~(4)に係る記述、2. 観覧計画実績と今後の対策について②今後の対策に係る記述	不開示理由3	1. 入館者対策について(1)~(4)に係る記述、2. 観覧計画実績と今後の対策について②今後の対策に係る記述以外	開示理由4
	申請書類の送付票	—	—	全て	開示理由1
	監査報告	監事の氏名及び印影 1. 監査の方法及びその内容に係る記述 2. 監査の結果に係る記述	不開示理由1 不開示理由3	監事の氏名及び印影、1. 監査の方法及びその内容に係る記述、2. 監査の結果に係る記述以外	開示理由7
	公益目的支出計画実施報告書に関する監査報告書	監事の氏名及び印影 1. 監査の方法及びその内容に係る記述のうち、4文字目から4段目の21文字目まで 2. 監査意見に係る記述のうち、16文字目以降	不開示理由1 不開示理由3	監事の氏名及び印影、1. 監査の方法及びその内容に係る記述のうち、4文字目から4段目の21文字目まで、2. 監査意見に係る記述のうち、16文字目以降以外	開示理由7

開示しない理由No.	開示しない理由の内容
不開示理由1	当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるところとなるものを含む）であることから、山梨県情報公開条例（以下「条例」という。）第8条第1号本文に当たり、同号ただし書イ、又はハのいずれにも当たらないものであるため、同号所定の不開示情報に該当する。
不開示理由2	当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人の所得に関するものであるから、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第8条第1号本文に当たり、また同号ただし書のいずれにもに当たらないものであるため、同号所定の不開示情報に該当する。
不開示理由3	当該情報は、法人等の内部的な意思決定、財務・資産又は人事等の通常公にされていない内部管理情報であって、公にすることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあることから、条例第8条第2号イに当たり、また、同号ただし書に当たらないものであるため、同号所定の不開示情報に該当する。
不開示理由4	当該情報は、法人に関する情報であって、これが公になると、印章偽造等の不正使用を誘発し、偽造の契約書等の作成が容易になるなど、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、条例第8条第2号イに当たるものであり、また、同号ただし書に当たらないものであるため、同号の不開示情報に該当する。

開示する理由No.	開示する理由の内容
開示理由1	当該情報は、特定個人を識別できる情報であるが、法人登記、又は、広く周知を行っていることにより、公になっている情報であり、山梨県情報公開条例（以下「条例」という。）第8条第1号ただし書イにあたるため、同号所定の不開示情報に該当しない。
開示理由2	当該情報は、法人の内部管理情報であるが、特例民法法人に対する公益法人の設立認可及び指導監督基準に基づき公になっている情報であり、条例第8条第2号所定の不開示情報に該当しない。
開示理由3	当該情報は、法人の内部管理情報であるが、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律に基づき公になっている情報であり、条例第8条第2号所定の不開示情報に該当しない。
開示理由4	当該情報は、法人の内部管理情報であるが、他の法令等により既に公になっている情報を転記又は合算したものであり、条例第8条第2号所定の不開示情報に該当しない。
開示理由5	当該情報は、法人の内部管理情報であるが、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づき公になっている情報であり、条例第8条第2号所定の不開示情報に該当しない。
開示理由6	当該情報は、地方公共団体が行う事務に関する情報であり、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものではないため、条例第8条第6号所定の不開示情報に該当しない。
開示理由7	当該情報は、法人の内部管理情報であるが、条例第8条第2号所定の不開示情報が含まれていないため。